

令和2年度 荒橋小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、荒橋小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第13条の規程に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止に対する基本的な姿勢

(1) いじめの定義

①いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

②具体的ないじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ防止のための基本的な姿勢

いじめの兆候や発生に対して、迅速かつ組織的に対応するために学校では「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる可能性があること」を踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下で、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止、深刻化させないための早期発見・即時対応に努め、いじめの問題の克服に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

(1) 常設委員会「いじめ・不登校対策委員会」の設置

校長・教頭・生活指導主任・教務主任・養護教諭・関係学級担任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 「生徒指導情報交換会」の開催

週に一度、全教職員で配慮を要する児童を中心に、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 必要に応じて組織構成員となる関係機関

- ・新発田市教育委員会 SSW（心理や福祉の専門家）及び教育相談係
- ・主任児童委員、民生委員

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 道徳教育の充実、人権教育、同和教育の実践

- すべての教育活動において、児童の自己肯定感、自己有用感を高めるようにする。
- 道徳の授業や特別活動等とおして、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てるようにする。
- 道徳の授業（特に仲間とのかかわりに関する）を保護者や地域の方々に公開し、学校の指導の実際や児童の様子等について知ってもらう。

(2) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニング等を実施したり、「学校生活アンケート」「Q-U調査」等で児童の実態把握とその結果を活かしたりして個や集団への指導・支援に役立てる。
- 「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感のもてる学級づくりを推進する。

(3) 職員研修の実施、相談体制の整備

- 自校のいじめ防止基本方針を読み合わせ、内容を確認する職員研修や生活指導（Q-Uの分析・活用についての研修、カウンセリングや保護者対応等）にかかわる職員研修を年に2回実施する。
- 「Q-U調査」の結果の考察や対応を考え、職員で共通理解を図る。また、侵害行為認知群や要支援群の児童、過剰適応と思われる児童、ヘルプシグナルチェックでネガティブな回答をした児童など気になる児童については直ちに教育相談を実施する。
- 学期1回「学校生活アンケート」実施後、学級担任による教育相談を行い、児童理解に努める。
- 道徳の授業参観日を実施し、保護者と児童の道徳面について話し合える機会を設ける。
- 学級懇談会や個別懇談会で、児童の生活面での相談に応じていける場を設ける。

(4) ファミリー班（異学年編制班）活動、いじめ見逃し強調月間等における取組

- ファミリー班活動において、異学年で協力したり、思いやったり、助け合ったりする体験を通して、他者とよりよく関わる力を身に付けていけるようにする。
- いじめ見逃し強調月間でなかよしエンジョイタイム等の取組を計画・実施し、楽しく、仲よく協力し合って学校生活が送れるように、児童間の人間関係を深めていけるようにする。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめ防止に対する対策

- 児童のインターネットに関する使用状況や現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育及び適切な使用について指導する。また、ネットトラブル防止について家庭への啓発を推進する。

(6) 伝染病等の感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に対する対策

- 新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別が生じないようにする。

(7) 学校間の連携協力体制の整備

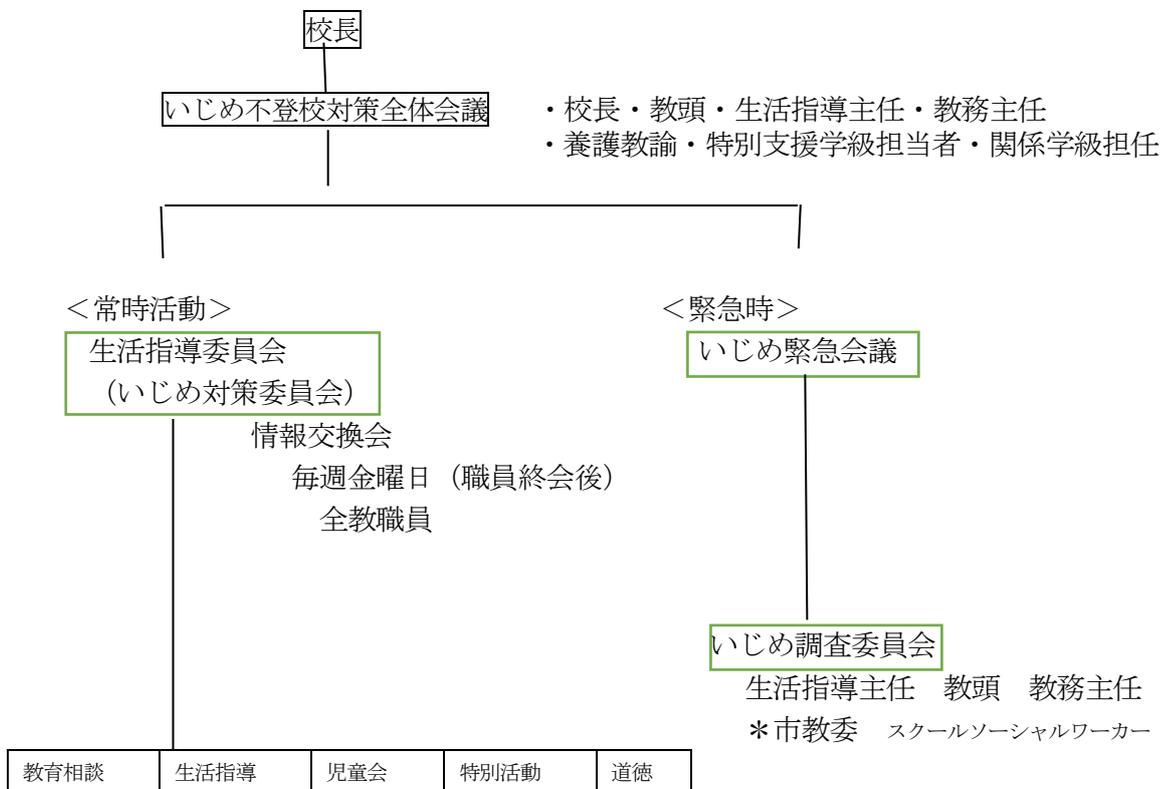
- 中学校や保育園と情報交換や交流を行う。

4 いじめ早期発見・即時対応のための取組

気になる行動等については、管理職を含む複数の職員で情報を共有するとともに、「いじめ不登校対策委員会」で、いじめかどうかを判断する。



荒橋小学校いじめ不登校対策組織



(1) いじめの早期発見

- 情報交換会
 毎週金曜日の職員終会で、児童についての情報交換会を行い、困っている児童の早期発見に努める。
- 「学校生活アンケート」の実施とアンケート結果の情報交換会 (7月 12月)
 全校児童に学期1回アンケートを実施し結果を全職員で共有。
 アンケートを参考に一人一人の児童と担任との教育相談の日を設ける。教育相談実施後、気にかかる児童については全教職員で共有し、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- 心理検査 (Q-U) の実施と検査結果の情報交換 (6月 10月)
 心理検査と検査結果についての情報交換会を行う。
 心理検査の結果の分析と共有。
 全校児童に教育相談を実施し、気になる児童の教育相談の結果の確認と共通理解。
- 保護者や地域、関係機関との連携
 保護者からのいじめにかかわる相談には、家庭訪問や面談により担任と生徒指導主任が事実関係を聴取し対応する。必要に応じて、市教育委員会 (SSW 等)、こども課等との関係諸機関と連携して問題の解消に臨む。

(2) いじめの対応

- いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下全ての職員で共通理解を図り、役割分担をして問題の解決に当たる。

- 情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
- いじめられている児童の心の傷を癒やすために、家庭、学校、専門機関と連携を図りながら対応していく。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - *児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告



*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務があることから

(3) 調査の主体について

- 学校が主体となって行う場合(基本的には学校が主体となって調査を行う)。
- 市教育委員会が主体となって行う場合。
 - *学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合。

(4) 調査を行う組織

- 重大事態にかかわる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- 学校における「いじめ・不登校対策委員会」の組織を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導・助言のもと適切な専門家を加える。(例：市教育委員会 SSW、こども課等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに複数の教職員で調査する。
- 不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う。
- 調査に当たって、
 - ・いじめの行為が、「いつ(いつ頃から)」「誰から」「どのような形態があったか」「いじめの背景事情」「児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - ・児童に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - ・質問紙調査の実施で得た結果を、いじめを受けた児童または保護者に提供する場合があることを

調査児童やその保護者に事前に説明する。

- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- いじめを受けた児童から聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童の事情や心情を聴き取る。
 - ・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況に合わせて継続的な心のケアに努め、生活復帰の支援や学習支援等をする。
- いじめを受けた児童から聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、調査を行う。

(6) 調査結果の提供

- いじめを受けた児童やその保護者に対して調査結果を適時・適切な方法で説明する。
 - ・調査から明らかになったいじめの行為の事実関係等について説明する。
「いつ」「誰から」「どのような態様で」「学校がどのように対応したか」
 - ・他の児童のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に配慮し、適切に結果を説明する。ただし、安易に個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

(7) 調査結果の報告

- 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- さらに、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添付し、市教育委員会を通して新発田市長に送付する。

6 学校評価の実施

本方針は、学校ホームページで公開するとともに、PTA 総会・入学説明会・全校集会で説明する。また、学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価と学校関係者による他者評価を行うとともに、その結果を保護者や「荒っ子の教育推進委員会」（学校評議員会）等に報告する。さらに、本校のいじめ防止についての取組を PDCA サイクルに基づき、適時、見直しを行うことにする。

平成26年 3月 策定
平成29年 3月 見直し
平成29年 8月 見直し
平成30年12月1日 見直し
令和 2年 4月 見直し